

令和 2 年度
第 4 回福島県森林審議会議事録

日時：令和 2 年 9 月 23 日（水）
場所：自由民主福島会館 2 階 大会議室

福島県農林水産部
森林計画課

令和2年度第4回福島県森林審議会議事録

1 日 時 令和2年9月23日(水) 13時30分～15時40分

2 場 所 自由民主福島会館 2階 大会議室

3 出席者

(委 員)

藤野正也会長、秋元公夫会長代行、緑川平壽部会長、
荒川敦郎委員、今野万里子委員、齋藤久美子委員、齋藤澄子委員、
酒井美代子委員、白岩和子委員、田坂仁志委員、豊田新一委員

(以上11名)

(福島県)

農林水産部長、農林水産部技監、農林水産部政策監、
農林水産部次長(森林林業担当)、農林企画課長、
森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長、

(以上8名)

4 議 事

- (1) 会長及び会長代行の選出
- (2) 保全部会委員及び部会長の指名
- (3) 令和3年度以降の森林環境税の在り方について
- (4) 新しい福島県農林水産業振興計画の策定(骨子案)について

5 その他

連絡事項

6 閉 会

7 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

<p>司会 (木村主任主査)</p>	<p>本日は、第4回福島県森林審議会に御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>私、本日の進行役を務めさせていただきます、森林計画課主任の木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、新型コロナウイルスまん延防止対策として、マスク着用と窓開放の状態、さらには前回同様に各出先機関の森林林業部長等が欠席し、規模縮小を図り開催させて頂きしますので、御承知願います。</p> <p>それでは、ただ今より、福島県森林審議会を開催いたします。</p> <p>はじめに、松崎農林水産部長から挨拶を申し上げます。</p>
<p>農林水産部長 (松崎部長)</p>	<p>審議会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様には大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃、本県の森林林業業者への推進に御理解と御協力をいただいていますことに加え、新型コロナウイルス感染症に対して、様々な御尽力をいただいている関係機関・団体の皆様に深く敬意を表し、感謝を申し上げます。</p> <p>県といたしましては、この難局を乗り越えていくため、市町村関係団体等と連携を図り、きめ細かな対応に努めて参ります。</p> <p>さて、前回の審議会では、令和3年度以降の県の森林環境税の在り方についての中間とりまとめを御検討いただきました。本日は前回いただいた御意見を踏まえた、答申(案)について御審議をいただくほか、令和3年度以降の新しい福島県農林水産業振興計画の策定に関しまして、新しい計画の目指す姿や施策の展開方法の方針について、御審議をいただくこととしております。</p> <p>委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>司会 (木村主任主査)</p>	<p>ありがとうございました。松崎農林水産部長、増田農林水産部政策監におかれましては、所用がございますので、退席させていただきます。</p>
<p>農林水産部長 (松崎部長)</p>	<p>申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>司会 (木村主任主査)</p>	<p>それでは、お手元の資料のご確認をお願いいたします。お手元の次第の5枚目でございます、配布資料一覧表をご覧ください。</p> <p>本日の審議会の資料は、次第、出席者名簿、座席表、委員名簿、配布資料一覧表、議事の3、令和3年度以降の森林環境税の在り方に関する資料として資料1-1から1-2、議事の4、新しい福島県農林水産業振興計画の策</p>

定として資料2、資料3-1から3-5、資料4、参考資料としまして、参考1から参考6となっております。最後に、参考7として、森林審議会の関係法令集をつけておりますので、御確認をお願いいたします。

本日の県側の出席者でございますが、次第の次のページでございます、出席者名簿を御覧願います。なお、農林総務課長、森林計画課長につきましては、本日欠席となりますので、御了承願います。

それでは次第から4枚目の委員の出席状況について御報告させていただきます。福島県森林審議会委員名簿を御覧ください。

本日は改選後、初めての審議会でございますので、委員の皆様を御紹介申し上げます。

ありがとうございました。

なお、阿部恵利子委員、遠藤忠一委員、佐藤淳一委員、関奈央子委員の4名から欠席の御報告をいただいております。また、今野万里子委員につきましては、御到着が遅れる旨、御連絡をいただいております。

委員総数15名のところ、現在10名の出席となっており、福島県森林審議会規程第4条に定める委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は無効に成立しております。

それでは次第4の議事に移らせていただきます。

議事の1つ目は、会長及び会長代行者の選出についてです。初めに会長の選出ですが、選出方法については森林法第71条により、委員の互選により決めていただくこととなっております。なお、議長は会長が行うこととなっておりますが、本日は前会長の藤野委員に仮議長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

複数人の委員

異議なし。

司会
(木村主任主査)

御異議がないようですので、藤野委員、よろしくお願いいたします。

仮議長
藤野委員

それでは、暫時、仮議長を務めさせていただきます。御協力をお願いいたします。

会長の選出に入ります前に、委員の皆様には議事録署名人を仮議長指名によって選任してよろしいか伺いたいと思っております。いかがでしょうか。

複数人の委員

異議なし。

仮議長
藤野委員

それでは、議事録署名人は、荒川敦郎委員と豊田新一委員によろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、会長の選出に入ります。森林法第71条により、会長は委員の互選となっておりますが、どなたがよろしいでしょうか。緑川委員。

緑川委員

前会長であった藤野正也委員を会長としてご推薦申し上げます。
理由としては、藤野委員は職業柄、森林林業には深い知識を持ち、また、過去2年間の会長としての実績は大きなものであります。
よって、藤野委員に会長を推薦いたします。

仮議長
藤野委員

前会長の私に引き続きと、御提案がありましたが、他に御意見ございますでしょうか。

複数人の委員

異議なし。

藤野会長

それでは異議がないようですので、引き続き会長をお引き受けしたいと思
います。またひとつ、よろしくお願ひします。
では次に、会長代行の選出に入ります。
選出方法については、会長と同様に委員の互選となっておりますが、ど
なたがよろしいでしょうか。酒井委員。

酒井委員

私の方から、長年委員を務めていらっしやいまして、経験豊かな秋元委員
にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

藤野会長

ただいま秋元委員との御提案ございましたが、他に御意見はございませ
うでしょうか。
無いようですので、秋元委員に会長代行をお願いすることでよろしいで
すかね。それでは、秋元委員、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議事の2番目、森林保全部会会員及び森林保全部会長の指名
に移ります。

森林保全部会の委員及び部会長については、福島県森林審議会森林保全部
会規程第2条及び第3条第1項により、会長が指名することとなっております
ので、規程に基づき指名させていただきます。

なお、保全部会の人数はこれまで同様6名といたします。

秋元公夫委員、齋藤久美子委員、齋藤澄子委員、酒井美代子委員、豊田新
一委員、緑川平壽委員にお願いいたします。

なお、部会長は、緑川平壽委員にお願いいたします。

では就任にあたり、一言よろしいでしょうか。

緑川部会長

指導林家連絡協議会から来ています、緑川平壽でございます。
保全部会の部会長を前回もやらせていただきました。

今回も引き続き、職務を全うするようになりましたので、委員の皆さん、よろしくお願い申し上げます。

藤野会長

ありがとうございました。

以上で、議事の2、森林保全部会員及び部会長の指名を終わります。

続きまして議事の3番目に移ります。

令和3年度以降の森林環境税の在り方について、事務局より説明願います。

事務局

(森林計画課
會田主幹)

森林計画課の主幹、會田です。よろしくお願いいたします。

令和3年度以降の森林環境税の在り方についてですが、資料1-1と資料1-2で説明させていただきます。資料の説明に入る前にこれまでの経緯について簡単に説明させていただきます。

昨年度末、森林の未来を考える懇談会からの意見を踏まえまして、4月14日に令和3年度以降の森林環境税の在り方について、第1回森林審議会におきまして、県から諮問されました。5月には、書面開催により第2回森林審議会にて中間とりまとめ(案)を作成し、その後、県民広報やパブリックコメントを行いまして、その意見を踏まえ、令和3年度以降の森林環境税の在り方について—中間とりまとめ—を6月19日の第3回森林審議会にて取りまとめをいただいたところでございます。

その中間とりまとめに対しまして、福島県地方税制度等検討会におきまして、森林環境税に関する検討報告書が9月11日に示されました。これが資料1-2になります。

福島県地方税制度等検討会、検討報告書を踏まえ、最終とりまとめ答申(案)として取りまとめたものが、資料1-1になります。

それでは資料1-2をご覧ください。

森林環境税に関する検討報告書になります。福島県地方税制等検討会では8月から税制面での検討が行われました。

2ページをお開きください。

検討結果になります。まず、課税方式、納税義務者、徴収方法につきましては、現行制度を継続することが適当とするものでした。

次に税率についてですけれども、4ページの方を御覧ください。

現行制度を継続することが適当と考える。ただし、森林環境譲与税の執行状況などを踏まえ、必要に応じて、次期計画期間の途中における事業規模の見直しも検討されたいというものでございました。

次に課税期間についてですが、課税期間は令和3年度から令和7年度までの5ヵ年間と定めることが適当と考える。

ただし、森林環境譲与税による施策とは役割分担を検証するとともに必要に応じて、次期計画期間の途中における計画期間の見直しも検討されたい。

5ページをお開きください。

周知・広報についてですが、更なる県民への理解が得られるよう、周知・広報の拡充を検討されたい。

また、その税の名称についてです。県民の分かりやすさのため森林環境税の名称について検討されたい、とされております。

令和6年度から国の森林環境税が課税されることになっております。この国の森林環境税につきましては、住民税に賦課するという形で法律で定められておりまして、その名称が森林環境税となっています。同じく県の森林環境税ですけれども、条例は福島県森林環境税条例となっておりますが、税の名称は森林環境税ということで、同じ名称になっています。という形のもので税制検討会の方で名称について検討されたいと、されたところでございます。

資料1-1を御覧ください。

今回の福島県地方税制等検討会の検討報告書、6月19日に開催されました第3回森林審議会で説明いたしましたパブリックコメントに対する対応方針及び当日の審議内容、審議会における御意見を踏まえ、答申（案）を作成いたしました。中間とりまとめから変更になった箇所を中心に説明させていただきます。

4ページをお開きください。

第2の1の取組内容ですが7つの施策分野による取組について、その実績見込みについて中々、文章で表現しづらいということで、資料1-1の21ページに参考資料として、実績内容について記載させていただいております。

次に中程、(1) 森林環境の適正な保全の取組内容の③森林クラウドの導入ですが、脚注に森林クラウドとはどういうものなのかという形で表現はしているんですけれども中々、分かりづらいという御意見を踏まえまして、23ページの方に森林クラウドのイメージ図を追加させていただいております。森林クラウドのイメージという形で、クラウド、雲ということになるんですけれども、県が管理しておりました今までの森林GIS、森林計画図、森林基本図、そして森林簿、それらの情報を市町村や林業事業者が共有して使うことが出来る環境を構築するという形で作らせていただいたものです。

11ページを御覧ください。

実際、昨年だした基本的な考え方という中で、県民アンケートの結果、タウンミーティング、そして関係団体のアンケートの結果で継続する形、非常に多いんだという形で文章述べさせていただいております。

その際にも中々、文章で表現しきれないということがございましたので、そこにつきましては、22ページのアンケート結果を図表の形で表示させて

いただいております。

できるだけ理解していただけるよう、わかりやすい表現をさせていただいたところがございます。

次に13ページを御覧ください。

下段に、2国の森林環境税及び森林環境譲与税との役割分担について記載されていますが、役割分担について分かりやすくイメージ等で表現してもらいたいという御意見を踏まえまして、24ページに補足説明資料を追加させていただきます。

14ページの方を御覧ください。

簡単に概要等を説明させていただきたいと思っております。

まず、県の森林環境税と国の環境譲与税の基本的な事項ということで、県の森林環境税というのは森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に取り組むために創設されました。平成18年から導入されていて、現在3期目です。

一方、国の森林環境譲与税ですけれども、森林吸収源対策のため市町村が実施する森林整備の恒久的な税源として制度化されたものでございます。

平成31年4月1日に法施行され、令和元年9月から譲与税の譲与が開始されております。

なお、森林環境税の課税は令和6年度からとなっております。

予算規模としては記載されているとおりです。

森林環境税と森林環境譲与税の用途ですけれども、まず森林整備ですが、これは見解の方にも示させていただきましたけれども、対象として森林が大きく異なっております。

県の森林環境税では水源地域や水源涵養機能が特に高い区域内の荒廃が心配され、森林所有者が自らが経営管理する森林を対象として整備を行うということになります。

一方、国の森林環境譲与税ですけれども、森林所有者が自ら経営や管理が困難で、市町村に管理委託をした森林が対象になっております。

さらにその森林の中で経営に適さないとか、意欲と能力ある林業経営体が林業経営が出来ないというところについて、市町村が自らその森林を管理するためにその環境譲与税を活用して、整備を行うということになります。

なお、事業規模ですけれども、まず県の森林環境税については大体、5年間で7千haということで、現在取組をしております。

一方、国の森林環境譲与税の対象となる森林ですけれども、これは、今、市町村が各森林所有者に対して自分で森林を管理せずに、市町村に管理を任せるのかどうなのかという意向確認を順次実施するという中で、取組をして

いるので、まだ県内でどれくらいの面積が対象になるかということ、明らかになってございません。

国がこの制度の試算を作るときに、大体の割合として、どうなっているのかということで示した内容を県に当てはめると、県内の人工民有林約15万haの内、経営管理がされている森林は約4万haです。残り11万haの半分につきましては、最終的には意欲と能力ある林業経営体が管理をされていくということで、その条件に合わない、経営が成り立たない残りの半分、約5万5千haですか、約5万5千haを適正な森林にするために譲与税を充てるという型になってきます。仮にこの5万5千haの森林を整備するとすると約285億円を必要となってきます。

福島県全体にくる環境譲与税を合わせてやったとしても、25年、確実にかかるような状態になっています。

具体的にそのイメージを棲み分け概念図ということで中段に記入させていただいております。また、県の森林環境税ですけれども、森林所有者が自ら経営管理を行っているけれども、材価が安い、そういう様々な理由等でなかなか管理が出来ないでいる森林、そういったところを対象として、水源地域等の森林を対象として行うものになります。

一方、国の森林環境譲与税というものは、森林所有者自らが、もう森林を管理できないよというなかで、市町村に管理委託された森林、どちらかというと道がない山奥地、あるいは森林病虫害の被害が酷くてもうどうしようもなくなっている。そういったところが森林整備の対象になるのではないかなと考えております。

次に木材の利用促進に関してですが、県の森林環境税につきましては、県産材の利活用の推進、具体的には森林資源の活用による木材利用促進、市町村交付金による公共施設等の木材利用。

一方、森林環境譲与税につきましては、公共建築物における木材の利用促進など森林整備につながる木材の利用促進、その木材の利用促進をすることによって、森林整備を進めるということが目的になってます。

次に森林の環境教育につきましては、県森林環境税につきましては、小中学校等の義務教育学校等の児童・生徒を対象にした森林環境学習です。

一方、森林環境譲与税につきましては、森林の有する公益的機能に関する普及啓発等に使っていくという形で棲み分けてます。

次に人材育成につきましては、県森林環境税は、森林づくり指導者等の育成、もりの案内人、グリーンフォレスターという形で森林ボランティア活動等、あるいは森林環境教育をするための指導者の育成という形に取り組んできました。

一方、国の森林環境譲与税は森林整備を担うべき人材の育成及び確保とい

う形で、具体的には山で木を切ったり、木を運んだりする、その生業としてやっている方たちの人材育成ということが位置付けられているところでございます。

以上、役割分担について説明させていただきました。

18ページを御覧ください。

(6)の森林環境基金の運営という形で、税制等検討会で求められました、広報・周知につきましては、県民の強い要望に応じるため、森林環境税を活用した取組の積極的な広報を行うと記載しておりますので、特に変更はございません。

次に2の実施期間及び事業規模につきましては、現行制度と同程度とし、実施期間は令和3年度から令和7年度の5か年間とするとしておりますので、ここについても変更はございません。

19ページを御覧ください。

4のその他でございます。税制等検討会の報告書を踏まえ、追加させていただいております。「令和2年9月11日付け福島県地方税制等検討会、森林環境税に関する検討報告書において、下記の項目について検討結果がしめされたことから、この意見に留意して実施すること。

森林環境譲与税との差別化及び県民の分かりやすさのため、森林環境税の名称について検討されたい」というものでございます。

その記載内容につきましては、具体的に今後、取りまとめをしていく中で、具体的に森林の未来を考える懇談会、そして森林審議会との御意見を踏まえまして、最終的にその名称について、この場ではなく、この後時間を取って、令和6年度から森林環境税が、国の森林環境税が課税されることになっていきますので、その時点までにその内容について検討する、意見を留置するという意味での記載内容にさせていただいたところでございます。

最後に25ページを御覧ください。

今回の答申につきましては、現状、課題、評価、次期対策と章立てて、述べさせていただいたところですが、第3回の森林審議会におきまして、項目毎にまとめるとどうなんだという御意見をいただきましたので、その内容を踏まえまして、表の形でまとめさせていただいたものです。

記載内容につきましては、答申案のそれぞれの章立ての内容をまとめたという形ですので、説明については省かせていただきたいと思います。

以上で説明の方を終わります。

藤野会長

ただ今、資料1-1から1-2について説明いただきました。

これまでの説明について御意見・御質問等ありましたらお願いします。

どなたかございませんか。

私の方から1つお伺いしていいですか。

24ページのところの環境税について、県と国で分けていただき非常に分かりやすくなったかと思いますが、細かいところで恐縮ですが、森林整備のところの県の方、水源区域や水源かん養機能等が特に「高区域」内の荒廃がという記述が、「高い区域」でしょうか。

事務局
(森林計画課
會田主幹)

失礼しました。「い」が抜けておりました。「高い区域」、申し訳ございません。訂正させていただきます。

藤野会長

これは軽微な修正なので、特に影響はないということでよろしいでしょうか。

だいぶ、この審議会でも議論をしてきましたし、最後のところも、まとめた表などを含めまして資料も充実して分かりやすくなってきたのではないかなと思います。

また一番最後に、その他ということで福島県地方税制等検討会の方の意見に留意してということで、施策、国の森林環境譲与税との差別化と名称の検討ですね。

これは今回ということではないですけれども、第4期になりますか、その段階が来る前にこのような議論が行われるということだけ、御留意いただければよいかなと思います。

それでは、特に新たな修正・加筆等はないということですが、議案第3号は原案に御異議ございませんでしょうか。

複数人の委員

異議なし。

藤野会長

それでは、議案第3号は原案に異議がないものとして答申いたします。

なお、答申は次第のとおり、審議会閉会後に行いますので、事務局において準備をお願いいたします。

では、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、議事の(4)の新しい福島県農林水産業振興計画の策定(骨子案)について、はじめに資料2から資料3-3まで事務局より説明願います。

農林企画課長
(鈴木課長)

事務局をさせていただいております、農林企画課、鈴木と申します。

どうぞよろしく願います。

新しい福島県農林振興計画の策定につきまして、資料2、資料3-1、3-2、3-3について御説明をさせていただきたいと思っております。

それではお手元の資料2を御覧ください。

新しい福島県農林水産業振興計画の策定スケジュールの見直しについて(案)でございます。

1の内容でございますが、令和元年度開催をさせていただきました、審議会に諮問をしました「新しい福島県農林水産業振興計画」につきましては、令和2年度に複数回の審議を経て、答申を頂く予定としておりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえまして、策定スケジュールを見直すこととしたい考えでございます。

続いて、2の見直す理由でございますが、(1)新型コロナウイルス感染症収束の先行きが不透明であり、感染防止対策や経済活動の維持及び国、農林水産部だけでなく、県の各部局が一丸となって取り組む必要があること。

加えまして、(2)新型コロナウイルス感染症の影響や課題を踏まえた対応を新しい福島県農林水産業振興計画に反映する必要があると考えてございますが、現時点でその影響等について見通すことが困難であることが、見直す理由でございます。

続きまして、一番下の(3)今後の対応でございますが、(1)当面は現計画の総点検及び審議会の委員の皆様からの御意見等を踏まえまして、新型コロナウイルス感染症関係を除き、新しい計画の策定の検討を進めること、(2)新型コロナウイルス感染症の影響で顕在化した課題及び対応、具体的な施策につきましては、次回以降、適時新しい計画に盛り込んでいきたいと考えてございます。

なお、現段階の新型コロナウイルス感染症に起因します県内農林水産業への影響等、必要となる対応(案)につきましては、事務局で取りまとめたものを参考4として添付しておりますので、後程御覧いただき参考にしていただきたいと思います。

続きまして、次のページを御覧ください。

具体的な策定スケジュール(案)でございます。

一番左側の審議会の欄の令和2年9月の欄でございますが、これが本日の審議会でございます。今回は計画骨子案の審議を頂きまして、10月から11月にかけて、中段に記載があります農林漁業者の皆様等との意見交換を実施したいと考えております。

その後、令和3年1月に再度審議会にて計画原案の審議、2月頃に市町村・関係団体等への意見照会、3月頃に審議会での中間整理案の審議、5月頃にパブリックコメントの実施、8月頃に審議会にて計画案の審議、10月頃に再度、審議会にて最終的な答申案の審議を頂きまして、令和3年11月頃に答申を頂きたいと考えてございます。

なお、一番下段の欄外の※に記載のとおり、本計画の上位計画であります福島県総合計画の策定スケジュールに合わせまして、今後変更の可能性がありまことを申し上げさせていただきます。

それでは、引き続きまして、資料3-1を御覧ください。

新しい福島県農林水産業振興計画骨子（案）でございます。改選前の委員の皆様には、本年6月に骨子（素案）への意見照会をさせていただきました。これらの御意見とそれに対する考え方につきましては、参考3として一覧にまとめさせていただいておりますので、後程御覧ください。

委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、作成しました骨子（案）を説明させていただきます。

上段四角の中、めざす姿の基本的な方向といたしまして、「東日本大震災・原子力災害からの復興」に加えまして、「ひと」、「もの」、「地域」の4つの視点で整理をさせていただいております。

その下、構成につきましては、第1章・総説から第6章・計画実現のために、それから最後に参考資料という構成とさせていただきます。

2ページを御覧ください。

第1章総説でございます。第1節計画策定の趣旨、第2節計画の位置づけ、第3節計画期間を記載させていただいております。

なお、計画期間につきましては、令和12年度を目標年度としたいと考えてございます。

中程、第2章農林水産業・農山漁村をめぐる情勢でございます。

第1節福島県の農林水産業・農山漁村の現状、第2節社会情勢の変化と時代の潮流を記載します。

なお、この章の記載内容につきましては、昨年度の審議会でも説明させていただいておりますが、本日の参考5に、本県農林水産業をめぐる情勢という資料を添付させていただいておりますので、これらの内容を整理してここに記載したいと考えてございます。

引き続きまして、右のページ、3ページを御覧ください。

第3章ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿、第4章施策の展開方向、第5章地方の振興方向につきましては、この後、資料3-2から3-5で御説明をさせていただきます。

4ページを御覧ください。

第6章計画の実現のためには、1番、計画の推進に当たっての考え方、2番、計画の進行管理を記載したいと考えてございます。

それでは具体的な内容について、御説明をさせていただきます。

資料3-2を御覧ください。

まず、第3章ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿の素案について御説明をいたします。

なお、資料中下線を引いてある部分がございますが、これは冒頭申し上げました、本年6月に改選前の委員の皆様にお送りした資料から、修正・加筆等をした部分でございます。また、資料3-2につきましては、文章の形で案を記載してございますが、この後の資料3-4それから3-5につきましては、今回は記載すべき事項を確認するために文章の形ではなく、体言止めで簡潔に記載をさせていただいております。

次回以降、文章の形で記載していきたいと考えてございますので、今回は記載すべき事項の確認に対する御意見をお願いしたいと考えてございます。

それでは、1ページを御覧ください。

第1節・基本目標です。6月の意見照会の際にはこの欄に農林水産業の現状や情勢等を含めて記載してございましたが、現状・情勢等については、先ほど御説明をさせていただいたとおり、第2章、農林水産業・農山漁村をめぐる情勢に記載することといたしまして、この後の第2節めざす姿とのつながりを分かりやすくするため、全面的に見直し簡潔な表現とさせていただいております。

第1節の3行目に記載のとおり、農林漁業者が意欲とやりがいを持って活躍でき、広く職業として選択されるような持続可能な農林水産業を展開するとともに、農山漁村の魅力と活力を維持していくための視点として、その下の○で示しております、4つにまとめてございます。

1つ目の○、東日本大震災・原子力災害からの復興を成し遂げること。

2つ目の○、農林水産業を担う人材と生産基盤を将来にわたり確保していくこと。

3つ目の○、安全で品質が高く、魅力ある農林水産物を安定的に生産・供給していくこと。

4つ目の○、ふるさとを誇りと思えるように農山漁村の魅力や役割を発揮し続ける環境を整えていくこと。

続いて16行目、(仮)と書いてございますが、基本目標の部分でございます。この部分につきましては、生業あるいは職業として、農林水産業が発展し、農林漁業者の皆様の経営安定を実現するためには、儲かるということが重要であると考えてございます。また、合わせまして、必ずしも儲かることだけが目標でない、暮らし方としての魅力を感じる方たちにも農山漁村で暮らしていただけるよう、誇れるふるさとの実現が重要であるということから、16行目に記載のとおり、案として、「儲かる農林水産業の実現と誇れるふるさとの形成」とさせていただいております。

なお、意見照会の際には、複数の委員の皆様から、冒頭の儲かるという表現について、いろいろな御意見を頂きました。

本日も委員の皆様から御意見を頂き、更に検討したいと考えてございますので、後程御意見を頂ければと考えてございます。

次に中段20行目、第2節めざす姿でございます。

1番、東日本大震災・原子力災害からの復興では、農林水産業の経営再開や、先端技術等を活用した新たな経営・生産形式の展開や、風評が払拭され、本県の農林水産物は、適正な評価で取引されている。

それから34行目、2番、持続的な発展を支える強固な基盤の確保では、他産業並みの所得を安定的に確保する意欲ある経営体と多様な主体が産地を支えている。

それから右側の2ページに移っていただいて、農林水産業を職業として選択する若者が増加している。農林水産業が持続的に発展するための基盤が強固となり、経営や生産基盤が次の世代に円滑に継承されている、としてございます。

次に3番、安全で魅力的な農林水産物の供給では、GAPや放射性物質対策により農林水産物の安全と消費者からの信頼が確保されている。

2つ目の○、先端技術を活用した経営・生産が展開されているとともに、環境に配慮しながら、気候変動に対応して安定的な農林水産業が生産されている。

3つ目○、市場ニーズに即した魅力ある農林水産物づくりとふくしまならではのブランドが確立するなど、生産から流通・販売に至る一体的で戦略的な取組が展開されている、としてございます。

次に14行目、4番、活力と魅力のある農山漁村の実現でございますが、県内外の多くの方々の農林水産業・農山漁村の役割に対する意識が醸成され、それぞれ主体的な行動により支え合っている。

2つ目の○、多面的機能が維持・発揮され、災害に強く魅力的な農山漁村となっている。

3つ目の○、様々な地域資源を活用した商品・サービスの創出など、地域産業6次化により、農山漁村が活力に満ちている、としてございます。

次に23行目、第3節めざす姿の実現に向けた施策の展開方向です。ここでは、SDGsの理念や目標を意識しながら、必要な施策を推進することを記載したうえで、施策体系を記載したいと考えてございます。

一番下の四角の欄に、文章の後に施策体系を記載したいと考えてございますが、具体的には、四角の中にかっこ書きで（資料2-3）と書いてござい

ますが、(資料3-3)の誤りですので、訂正をお願いいたします。

この欄に、四角の場所に記載する施策体系につきましては、資料3-3を御覧ください。横になっている資料になりますが、一番上のところに、先ほど(仮)で申しあげました基本目標を記載いたしまして、中段にめざす姿の4つの項目を記載します。その下にめざす姿を実現するための施策といたしまして、第1節に東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化、から一番右側、第6節に活力と魅力ある農山漁村の創生の6つの節を記載してございます。

一番左側、第1節の東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化では、その下に記載してある番号の部分を御説明をさせていただきますが、まず1番の生産基盤の復旧と被災した農林漁業者等への支援、2番の避難地域等における農林水産業の復興の加速化、3番の風評の払拭を記載いたします。

その右側、第2節の多様な担い手の確保・育成では、1番から3番におきまして、農業、林業、漁業、それぞれの担い手の確保・育成について記載をしまして、4番に経営の安定・強化について記載をいたします。

次に第3節の生産基盤の確保・整備と試験研究の推進では、1番の農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備、2番の林業生産基盤の整備、3番の漁業生産基盤の整備、4番の戦略的な品種・技術の開発を記載いたします。

続いて第4節の需要を創出する流通販売戦略の実践でございますが、1番の県産農林水産物の安全と信頼の確保、2番の戦略的なブランディング、3番の消費拡大と販路開拓について記載をいたします。

続いて第5節の戦略的な生産活動の展開では、1番の県産農林水産物の生産振興で、この中で(1)から(5)として(4)では林産物をここに記載したいと考えてございます。それから2番の産地の生産力強化で、この中では中段(2)に林業生産性の向上と低コスト化の推進を記載いたします。最後に、3番の産地の競争力強化を記載いたします。

一番右側の第6節の活力と魅力ある農山漁村の創生でございますが、1番の農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解の促進、それから2番の農林水産業・農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮、3番の快適で安全な農山漁村づくり、4番の地域資源を活用した取組の促進を記載いたします。

なお、これら第1節から第6節のそれぞれの記載内容の案につきましては、この後、資料3-4で御説明をいたします。

一旦、資料2から資料3-3まで、御説明をさせていただきました。
よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

藤野会長

ありがとうございました。

ただいま資料2から資料3-3について説明いただきました。

詳しいところはこの後、改めて説明の時間を作っていただきますけれども、まずは全体の大まかな方針、主に、資料2のスケジュールの確認と、資料3-2の農林水産業・農山漁村のめざす姿、ここの原案を原文を出していただいております、こういうところについて、主に議論していければなど。

細かいところは、まだこの後、議論の時間を設けたいと思います。

御意見・御質問ございましたら、どうぞよろしくをお願いいたします。

田坂委員、お願いします。

田坂委員

資料3-3についてお伺いしたいと思います。

基本目標におけるスローガンということで、4番のところで、活力と魅力のある農山漁村の実現で、その下は第6節で、活力と魅力のある農山漁村の創生と。

上の方は実現がきて、下の方は創生ということになってます。

ここは何か、こんなふうに言葉を変えましたというところがあれば、お聞かせください。

藤野会長

事務局、お願いします。

農林企画課長
(鈴木課長)

中段につきましては、1番から4番までの資料3-2で御説明しました、めざす姿を実際にどういうことを最終的に出来上がっているというめざす姿を資料3-2の1ページの第2節で説明をさせていただいてございます。

そのめざす姿を言葉で表しておりますので、活力と魅力のある農山漁村が実現されているという意味で、実現という言葉を使わせていただいて、下の第6節はそれを実現するための施策を記載するので、創生という言葉を使わせていただきました。

もし分かりにくいということであれば、考えさせていただきたいと思いません。

田坂委員

ありがとうございます。

事務局の方でそういった意味合い付けてるのであれば、私は特に問題はないと思います。

藤野会長

今のところは、中段の方がまず目標があって、第1節から第6節のところは手段だと思っていただけるとですね。言葉が必ず100%整合するというわけではないということで、お分かりいただけると思います。

ありがとうございます。他に御意見等ございますでしょうか。
では、引き続き田坂委員、お願いします。

田坂委員

資料3-2の1ページのところで、先ほど事務局の方からも「儲かる農林水産業の実現」と儲かるってことがあったと思うんですけども、私そこにじゃなくて、「儲かる農林水産業の実現」と、2ページの中段ですね、14行のところに4として「活力と魅力のある農山漁村の実現」ということで、こんなに「実現・実現」とちよつと言葉を変えるなりした方がいいのかなというふうな気がしました。意見でございます。

藤野会長

変えるとしたらどっち側を変えますか。このスローガンの方を変えたほうがいいですかね。それともこの4の「活力と魅力のある農山漁村の実現」の方を変えたほうがいいでしょうか。

田坂委員

私の意見としては、この「儲かる農林漁業の実現」って、中々これハードル高いと受け取ってますので、こっちの方を変えたほうがいいかなという気がします。

藤野会長

事務局の方で何か、今の意見に対してありますでしょうか。

農林企画課長
(鈴木課長)

「実現・実現」と同じなので、どちらか変えた方がいいという御意見でしたので、今の御意見、他の御意見もあれば、それも参考にさせていただいて、トータル的に検討いたしまして、次回までに修正させていただきたいと思えます。

なお、御意見を頂きました「儲かる農林水産業の実現」というのが、ハードルが高いというお話もあったのですが、先ほど私の説明の中でもございましたように、やはり、そこをクリアしていかないと中々、林業や農林水産業に携わる方の後継者が魅力をもって来られないということもありまして、ハードルが高いという意見もございますが、そこはやはり目指すべき必要があるという思いで案としては伝えさせていただいております。

藤野会長

ありがとうございます。では、酒井委員、お願いします。

酒井委員

今の儲かる件で、参考3の資料で、スローガンに「儲かる」という言葉は使わない方がよいのではと思いますということで書かせていただいたんですが、やっぱり儲かることが目標ではないっていう人、さっきハードル高いってのに関連してくると思うんですけど、みんなそうかというところでもない人もいるのかなって思ったり。

ただ、職業としてあるいは暮らし方として魅力があると思うので、そこにも書かせていただいたんですが、「魅力的な」とか、「次世代につないでいけ

る」とか、もっと穏やかな表現もあるんじゃないかなということで、書かせていただきました。

他にも御意見があるとのことなので、皆さんから御意見をまとめていたらよいのかなと思います。

藤野会長

ありがとうございます。

せっかくですので、このままこのスローガンのところで御意見いろいろいただいていこうかなと思いますが、やっぱりもう少しだけちょっと今のところでお伺いしたいんですけども、例えば「儲かる」というのは言葉はあまり品がいいとは言えませんですけども、何をしようとしているのかというのは非常に明確ですよね。お金を稼ごうとしている。

一方で魅力的なとなると、人によって捉え方が大きく変わってきて、例えばファッションとして、こんなことをやってる自分がかっこいいというのも魅力的に入ってきたり、いろんな意味が入ってくるので、いろんな人にこういうスローガンとしては受け入れやすいとは思うんですけども、実際施策となったときに各部局でまた大きく解釈が変わってきてしまうんじゃないかなと思います。そういうところについてはいかがでしょうか。

酒井委員

そうですね。それはそのとおりで、先ほども御意見があったように活力と魅力のある、資料3-2の2ページに書いてありますが、「活力と魅力のある農山漁村の実現」というのとリンクしてるので、っていうお話があったように、こっちのどっちかという両方の方が伝わりやすいのかなっていう気がしています。「儲かる」という目指すところはそうなんだろうっていうのは分かるんですけど、果たしてこのスローガンとしてそれでいいのかなっていうところがすごく引っ掛かるところで、他の県の振興計画とかも見させていただいたんですけど、ちょっと、やっぱりちょっとそこに私は引っ掛かったなっていう。

藤野会長

どんどん御意見を言っていただくほうが、あとで事務局で検討する時に非常に参考になるはずです。他の方でこのことについて御意見ございますでしょうか。では、今野委員、お願いいたします。

今野委員

遅れてしまってすみませんでした。

私もやっぱり「儲かる」に引っ掛かってたので、意見を述べさせていただいたんですけど、この本文の方で下の方に安定的とか、持続的な発展とかっていうような言葉が入った、安全で魅力的なというようなことがあるので、その辺をこちらにうまく盛り込んで、農林水産業の「実現」と誇れるふるさとの形成というようなところにもっていったらよいんじゃないかなと思いました。

藤野会長 ありがとうございます。他かに御意見いかがでしょう。
では、齋藤久美子委員、お願いします。

齋藤久美子委員 先ほどの「儲かる」の意見のところなんですけれども、農林水産業は生活に直結する大事な分野で、これから次世代の方たちにも、ずっと続いていただきたい仕事だと思います。言葉は変ですけど、「儲かる」というのはとても重要なことで、逆に言うと「儲かる」というスローガンが出るということは儲かってないと思っている人たちが多くということだと思っんですね。
現在の実際の年収になるのか、年商になるのかは分からないんですけども、具体的な現在の状況があつて、それに対して目標とするこれぐらいあれば儲かっているという、みんなが思う具体的な数字を入れればいいんじゃないかなと私は思います。

藤野会長 どうですかね。いくらぐらいがいいでしょう。
中々、逆に金額が出てくると、農・林・水なので、たぶん農業の方のこれぐらい欲しいよね、という一般農家の金額と、多分、林業の方の会社としてこれぐらい欲しいよねという金額はだいぶ差が出るでしょうし、当然この中には社員も含まれていますので、雇われている方の欲しい金額と会社が欲しい金額もだいぶ変わってくると思うので、もしかしたら、施策の更に下のところで目標として持つておくぐらいがいいのかなと。今パッと金額を考えて見ようかと思ったんですけども、逆に事務局に振つて金額が出てきてもまずいかなと思うので。
でも中々、いいアイデアだと思います。事務局の方で何かありますか。

農林企画課長 (鈴木課長) まず金額についてでございますが、今、会長からのコメントがございましたように、一概にいくらというのは難しいと思っております。会長のお話に合ったとおり個人の場合と、農業や漁業だったら一個人という場合もありますし、農・林・水いずれも会社経営の場合もあります。
いずれにしても、分かりやすい言葉で言うと個人の場合は、他産業並みの所得以上ということを考えております。先ほども説明しましたように、分野によっては数字が違いますので、一概には今のところ具体的な数値を持つておりません。また、法人ですと当然ですがその規模に応じたその所得以上をきちんと確保し続ける意味でここでは書かせていただいております。今のところ事務局としては、いくらぐらいというイメージは、具体的にお答えできる数字を持つていない状況でございます。

藤野会長 ありがとうございます。ただ実際に施策を打つ段階では、いくらぐらいという金額を表に出す出さないに関わらず、内部的に持つていただかないと、多分、中途半端な、やってますというアピールだけになって、例えば「年収100万円だった人が102万円になりました。増えましたよ。」と、そう

いう粗末な話になってしまわないかなと思いますので、そのあたりは、具体的な施策の段階の話かなと思います。

スローガンのところで、他に何か御意見ございますでしょうか。

今日ここで決めるという訳でもありません。おそらく、このスローガンは最後の最後まで残っていく部分だと思いますし、農と水と他の審議会の方でもかなり議論がされているところですので、また引き続き良いアイデアがありましたら、皆さんから御意見いただきたいと思います。

他の話題で何かございますでしょうか。齋藤澄子委員、お願いします。

齋藤澄子委員

スローガンの上の方になりまして、第1節の基本目標のふるさとを誇りと思えるようになっていうのは、なんか全然思えなく発信されてるような気がするんです。そして、その下のスローガンが、「誇れる」ってなっているので、その言葉のニュアンスは良くても、文書を考えていただければかなと思います。

先ほどのスローガンですが、私は別に「儲かる」って言葉は悪い言葉というか、こう、ちょっと露骨な気がするんですけど、儲かんないと、自分のやる気の以前の問題も出てくるでしょうし、本当にふるさとが発展していくには、ここ福島県はほんとに仕事をやって儲かっている、そういった地域だということも、一番大事な事かなと思うので、そんなに「儲かる」って言葉にはあまり私としては、極力避けたい言葉ではないです。以上です。

藤野会長

ありがとうございます。勿論いろいろな御意見があって、その中で決めていこうと思いますので、よろしく願いいたします。

今の御意見について、事務局の方で何かございますでしょうか。

農林企画課長
(鈴木課長)

2つ御意見を頂いて、後段の部分は会長からありましたように後になりますが、前段の資料3-2の1ページの10行目、ふるさとを誇りと思えるようにということについては、今の御意見を参考に記載の表現については再度、検討させていただきたいと思います。

藤野会長

よろしく願いします。

農林水産部技監
(芳見技監)

技監の芳見でございます。

この儲かる農林水産業の実現のところですね、御意見いただきましてありがとうございます。

私共の考えを一度、御説明させていただきたいと思います。

この私共の計画の上に総合計画というのがございます。総合計画の考え方が次代の子供たちが大人になった時を見通しながら、当面する10年間の計画を作るということです。そうしますと子供たちが大人になっていく中で、農林水産業をやはり職業として選んでもらわないと困る、というのが一番大事なことだと思っています。

そう考えますと、職業として選んでいただくからには生活をしていける、子どもに教育を受けさせることが出来る、いろいろ考えなければいけない。金銭的な余裕というんでしょうか。そういうものが生み出されないと、子どもたちはやっぱりパイロットになりたい、医者になりたい、そういったことになってくるかと思います。そういうことをはっきりと分かりやすく示す必要があるので、「儲かる」でございます。

我々も今までは持続可能とか、魅力的とか、そういう言葉をずいぶん使ってきましたが、ちょっと逃げやすい文言となります。

これにつきましては、農業振興審議会では両論を頂きました。やはり下品だとか、ちょっとストレートすぎる。ただ、農業の実践者の方からは、こうでないと困る。儲かる農林水産業にならないと困るというような話も頂きました。

水産審議会からは、これも両方ございましたが、最終的には県が覚悟をもって取り組むならば、というような話も頂いたところでございます。

いずれにいたしましても、私共、担い手・人材の確保というのが最重要課題だと思っております。それに対応するためには再度、繰り返しとなりますが、職業として選んでもらうためにどうして行くのかということで、このような形で出させていただいたところでございます。

なお、これで絶対ごり押しをするという訳ではございませんので、本日頂いた御意見も踏まえながら、また更に検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

藤野会長

ありがとうございます。はい、白岩委員、お願いします。

白岩委員

私も林業に携わっているんですが、「儲かる」という表現はちょっと、って思うんですが、でも私、これはインパクトが凄い大きいと思うんですよ。

林業は確かに危険を伴いますし、汚いというか汚れる仕事なんです。なおかつ、担い手が不足していないということで、その分見返りが無いのが現実です。素材単価もここほんとに20年くらいで半分になってますし、それが現実なので、「儲かる」林業、農林水産業の実現ということは、ここの表現は私は大賛成です。以上です。

藤野会長

ありがとうございます。
では緑川委員、お願いいたします。

緑川部会長

儲かるとか、儲からないとかと言う話題になっている訳ですが、この環境税、県の環境税は水源対応関係の方に重点を置くと。国の方は資料によると、いわゆる吸収源、CO2の吸収を図るための森林ということで、公益的な機能が前面に出ています。森林は今言ったものを上手に育てていけば、クリアをしていけるんですが、事業で生業で植えているんですよ。

公益的な機能を確保するために、林家が植えているんじゃないで、木を売ることによって、経済にいくらかでもプラスになるような行動をしています。

ですから、その森林の公益機能っていうのが、口を悪くすれば、林業経営の付録なんです。それを目的にして、職業をしている人ってのはいないと思います。

林業に関係ない人っていうのは、そのことを別にして、公益的機能を重視し、森林が荒れてるからってなことで、林業経営をしている人には、風が吹いてないということです。ですから、林業経営が何とか成り立つようになれば、今言ったように水源林の整備も自然とできてくるだろうし、管理をすることにより木が育てばCO2も吸収してくれる。ですから、林業の考え方だと、川下の方たちの考え方がズレてるなっていうような感じがします。林業経営の中で、副産物として公益的機能がある。ただ、やることは絶対にして、この公益的機能、これは十分発揮してもらわないとまらない時代にもなってきたもので、だから環境税を利用して、森林を保全しようということですね。ですから、この予算の中で果たしてどこまでできるのか。

一番いいのは林家が率先して、植林をして、管理をして、伐採をしたらまた植林をしてというようなシステムを作っていかななくてはならない。それには、口は悪いんですが、「儲かる」林業、儲からなくても何とか維持できる林業でないと、いくら予算を付けても、予算付けはできるかもしれないけども、付けた予算がなくなれば、また元に戻ってしまうんじゃないかなと。ですから予算があるうちにそういう規模を、そういう基盤を作ることが大切です。

ですから、この「儲かる」林業っていうのは、我々林業者から言わせると、おかしいところではないだろうということですよ。魅力ある農山漁村のっていうの、これは林業と経済活動は別ですよ。魅力あるっていうのは金がいっぱい儲かったから言える話じゃなくて、これは地域で、ってことなんですよ。

ですから、一緒に考えるのではなく、別々に考えた方が良くと思います。

藤野会長

ありがとうございます。

まさに実践されている方々から、「儲かる」って当たり前でしょというお話だったのかなと思います。ポイントはおそらく、やられている方の感覚というところを、先ほど、技監の方からおっしゃっていたと思いますけれども、どれだけ覚悟をもって、県が儲けに行くのか。

多分、この審議会としては、そこまでやる気があるのならいいでしょうというのはおそらく皆さんの雰囲気ではないかなと思いますけれども、逆に役所が「儲ける」とはどういうことだということ。いわゆる全くの部外者の方もおられると思うので、そこは頑張って、乗り越えていただくのが良いのかなと思っております。

ではですね、大卒のところは、また議論することもあろうことかと思えますけど、細かい施策のところですね、説明が進んでおりませんので、資料3

事務局
(森林計画課
會田主幹)

－ 4 から資料 4 のところまで事務局の方から説明をお願いしたいと思います。
その後にも、議論の時間を設けております。

森林計画課の會田です。

では、私の方から資料 3－4 から説明させていただきたいと思います。

資料 3－4 を御覧ください。

第 4 章施策の展開方向になります。資料 3－4 と資料 3－5 につきましては、記載すべき事項を確認するために文章の形ではなく、体言止めで簡潔に記載させていただいております。

次回以降、文章の形で記載していきますので、今回は記載すべき事項の確認をお願いしたいと考えております。

1 ページを御覧ください。

まず、第 4 章の全体的な記載の仕方について説明いたします。

各節の最初に、一番上に書いておりますけども、関係する SDG s の関係する目標マークを記載させていただいております。

第 1 節ですと、右上のところには 1 番、2 番、8 番、9 番、14 番、15 番という形で、関係する SDG s のマークを記載させていただいております。

最終的にはこれが星取り表に整理するか検討されておりますけれども、こういったものが該当しているんだという形で御覧いただければと思います。

次に黒い四角の 7 行目につきましては、背景／課題、30 行目に施策の方向性、37 行目に想定される指標、そして 41 行目に具体的な取組の順に各節記載させていただいております。

なお、指標につきましては、想定される指標の例を今回は記載させていただいております。具体的には今後、検討いたしまして、次回以降、御審議いただくこととしております。今回は背景／課題、そして施策の展開方向性、具体的な取組について説明させていただきます。

それでは第 4 章の内、林業に関する部分の概要について説明させていただきます。

なお、農業・農村、水産業に関する部分の説明は省略させていただきます。

まず、第 1 節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化。

1 の生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援という形です。

森林整備面積につきましては放射性物質の影響の対応などから、震災前の水準、平成 22 年度比 50% という形で回復していない状況でございます。

19 行目、森林・林業の現時点の課題ということで記載させていただいております。施策の方向性でございます。放射性物質の影響を受けた森林・林業の再生と特用林産物の生産再開・継続を支援していくというものになります。

次に具体的な取組につきましては、2 ページの 6 行目で放射性物質の影響

を受けた森林・林業、きのこの産地の再生のための取組という形で、森林への放射性物質の影響を実証しながら森林整備や、国と一体となった里山再生に向けた取組、そして林道被災箇所への早期復旧等、現在の取組について記載させていただいているところです。

次に、2の避難地域等における農林水産業の復興の加速化ということで、背景／課題につきましては3ページの5行目で、避難指示により立ち入りが制限されておりまして森林整備の実施が困難であることや、避難指示の期間が長かったため、森林所有者の森林施業意欲が衰退しているという形です。

そして具体的な取組につきましては、避難指示解除後に森林整備が実施できるよう体制整備の支援、放射性物質対策を合わせて行う森林整備の実施、新たな森林管理システムを導入し、意欲と能力のある林業経営体による森林整備の推進すること。

(2) 新たな担い手の確保ということで、林業に就業を希望する者を対象とした森林・林業に関する多様な技能・技術等の習得に対応した就業前長期研修講座の開設、そして研修施設の整備等について記載させていただいております。

5ページを御覧ください。

第2節 多様な担い手の確保・育成。

6ページの2の林業の担い手の確保・育成。

背景／課題につきましては先ほどのお話にもできましたけども、就業者が減っているという流れでございます。あと放射性物質対策を合わせて、森林整備で国は森林環境譲与税、新たな森林管理システムの導入と環境が育っています。林業の新規就業者の離職が1年目が多いことから、福利厚生の実充が必要である。こういった課題がございます。

その施策の方向性といたしまして、林業事業者の経営基盤の強化、そして担い手の確保・育成及び雇用条件の実充、新規就業者の支援の確立を図っているところでございます。

具体的な取組として、地域林業の中核となる担い手の育成に向けての様々な取組。

7ページになりまして、次代を担う新規林業就業者の確保・育成を図るというものでございます。

10ページを御覧ください。

第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進という形でございます。

2の方に林業生産基盤の整備という形で、一番下のところになります。

11ページになりますけれども、林道・作業道については、6, 208kmを整備しているところで、森林整備をしやすい環境を整えています。高齢化

した人工林を適切に更新していく必要がある。あと木材生産量につきましては増加傾向にあります。こういった中で、需要に応じた安定供給体制を整備していく必要がありますし、さらに充実した森林資源という形で大径材の需要の創出が必要になってきます。

施策の方向性として、路網整備、そして、高性能林業機械の導入。

具体的な取組といたしまして、林内路網整備の推進、そして県産材の安定供給体制の整備というのが取り組む形となっています。

12ページを御覧ください。

4 戦略的な品種・技術の開発という形で、中程ですけれども、資源量の増大が見込まれる大径材の利用技術、きのこ原木林として利用されてきたコナラ等広葉樹の多様な利用技術等の研究開発が必要というような課題になっています。

13ページを御覧ください。具体的な取組として、省略的で効率的な生産技術（スマート林業）というものの開発推進、資源量の増大が見込まれる大径材やきのこ原木として利用できない広葉樹材等の利用技術の開発を推進というものになっています。

14ページを御覧ください。

第4節 需要を創出する流通・販売戦略の実践。

1の県産農林水産物の安全と信頼の確保という形で、放射性物質の影響が残されていることから生産対策を徹底するとともに、モニタリングを継続して、安全な農林水産物の流通を確保していく必要があるという形で、15ページの2に戦略的なブランディングという形で具体的な取組ですけれども、（1）ブランド化の推進ということで、なめこ、なめこのブランド化の強化、そして産地や地域の特色ある製品のブランド化ということで、ほんしめじの県オリジナル品種を活用した地域特色のある産地形成を推進していくという形でございます。

18ページを御覧ください。

第5節 戦略的な生産活動の展開。

1の県産農林水産物の生産振興という形で、背景／課題ですが、本格的な収穫期を迎えた森林資源を活用していくためには、非住宅分野への県産材の需要拡大や安定供給体制の構築に取り組んでいく必要がある。

具体的な取組ですが、19ページの（4）林産物という形で、県産特用林産物の競争力を高めるための安定供給体制づくりの推進。大径材の利用拡大に向けたサプライチェーンの構築。高性能林業機械等、様々な取組が行われているところでございます。

20ページの2の産地の生産力強化です。施策の方向性といたしまして、産地の生産力をより強化するため、省力化や効率化、規模拡大に資する施設整備や高性能機械の導入等、先端技術の実証・導入・普及までの各段階における多様な取組を推進していく。具体的な取組の(2)林業生産性の向上と低コスト化の推進という形で、ICTやドローンの活用。そして意欲と能力のある林業経営者、経営体に経営管理を集積・集約化。高性能林業機械の導入による生産性の向上、川上から川下までの連携によるサプライチェーンの構築、といった内容になってます。

次に3の産地の競争力強化ですが、22ページを御覧ください。具体的な取組ですが、(3)環境と共生する農林水産業の推進ということで、地球温暖を抑制する取組や適応する取組を推進する内容としては、森林整備・保全や森林づくり意識の醸成などの推進のみならず、地域材の活用による住宅及び非住宅等の木造化・木質化の促進。木質バイオマスのエネルギーの利用の促進。といった内容でございます。

23ページを御覧ください。

第6節 活力と魅力ある農山漁村の創生。

1の農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進ということで、背景／課題として、全国植樹祭によって高まった森林づくり活動への機運を継続していくことが必要である。具体的な取組といたしまして、ふくしま県民の森などの公的3施設の維持管理、木の良さや県産材を利用することの意義に関する普及啓発、森林環境教育指導者の育成等。植樹祭等の大きい森林づくりイベントの開催や森林づくり団体の活動を支援するということところです。

2の農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮ですけれども、背景／課題といたしまして、県土の約7割を占める豊かな森林環境を健全な状態で次世代に引き継いでいく必要がある。具体的な取組といたしまして、(2)森林の有する多面的機能の維持・発揮という形で、公益性が高い森林の整備、保安林の指定、主伐後の再造林、花粉の少ない苗木の整備、林野火災の発生防止を啓発ということで、様々な取組が必要になるという内容になっています。

25ページの3の快適で安全な農山漁村づくり。背景／課題といたしまして、海岸保全施設や地すべり防止施設、治山施設などの整備・維持管理が必要です。具体的な取組といたしまして、(1)農山漁村の定住環境の整備につきましては、林道、集落排水施設等の適切な維持管理。

そして(2)鳥獣被害対策といたしまして、里山林と農地等の間に見通しの良い緩衝帯を整備する取組を推進。

(3)災害に強い農山漁村づくりという形で、26ページになりますが、海岸保全施設・地すべり防止施設の整備と適切な維持管理、治山施設の整備

の推進。東日本大震災によって海岸防災林の復旧の推進。

次に4の地域資源を活用した取組の促進という形で、方向性といたしまして、農林水産業を起点とした農山漁村づくりの推進。再生可能エネルギーの利活用の推進を図るという形で、27ページになりますが、(4)再生可能エネルギーの導入促進。木質バイオマスの安定供給、バイオマスなどを利用した農林水産施設等における暖房等での活用推進という内容でございます。

これが、各施策の展開方向になります。

続きまして、資料3-5を御覧ください。

第5章 地方の振興方向ということで、本県は7つの農林事務所が設置されてます。それぞれ農林事務で各々特徴がございます。

共通すること、そしてその地域に該当したことという形がございますので、それぞれの地方の振興方向について、地区ごとに内容をまとめさせていただいたものです。

ここにつきましても、森林・林業に関係することをピックアップして説明させていただきたいと思えます。

1ページを御覧ください。第1節 県北地方になります。

振興方向として(4)の豊かな農山村の形成と活性化ということで、森林の多面的機能の発揮等という形で、重点的な取組内容といたしまして、除染に係る土壌等の仮置き場となっていたほ場の原状回復が課題となっています。具体的な取組として、森林整備と放射性物質対策の一体的な推進と里山の再生が必要である。

重点的な取組内容として(2)の農林業の持続的な発展を支える担い手の確保・育成と生産基盤の強化です。現状と課題としまして、2ページになりますが、林業就業者の確保・育成、そして森林整備や木材搬出作業の効率化、素材の需要創出が必要になってくる形で、具体的な取組としまして、林内路網の整備、高性能機械の導入による素材供給の確立と県産材の利用促進を位置づけています。

次に(3)の安全で魅力的な農林水産物の安定供給と販売促進という形で、農林水産物の輸出など販路拡大。(4)の豊かな農山村の形成と活性化という形で、森林の多面的機能の維持・強化を図り、災害を未然に防ぐ取組。鳥獣被害防止対策の推進が必要だという形で、具体的な取組として、計画的な保安林の指定、治山事業による適切な森林整備という位置づけになっています。

3ページを御覧ください。第2節 県中地方になります。

重点的な取組内容といたしまして、(1)の東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化という中で、森林整備と放射性物質対策を一体的に推進していくことが記載されています。

(2)の農林業の担い手の確保・育成と生産基盤の整備につきましても、

林業研修施設等の積極的な活用により新たな林業担い手の確保・育成、林業事業体への雇用創出を図るとされています。

(3) の産地体制の強化と農林水産物の魅力向上・発信による需要の創出という中で、きのこ栽培技術の確立・普及、木材加工技術の開発・加工機械の整備等に取り組む。(4) の豊かで活力ある農山村の形成という形で、森林づくりに対する意識醸成活動の推進、治山施設や農林道の整備・維持保全を図るというふうになっています。

5 ページを御覧ください。第3節 県南地方になります。

重点的な取組内容といたしまして、多様な担い手の育成と発展を支える生産基盤の強化ということで、農林業の生産の拡大、森林の適正管理を進めていく必要があるという形で、中程に具体的な取組として、林業現場見学会実施による林業就業者の育成等を推進、森林経営管理を担う人材の育成。森林施業に必要な林道等の路網整備を促進等、そういった内容になってます。

(2) の安全で質の高い農林水産物の供給につきましては、6 ページですが、木材の安定供給体制の整備を進め、県産材の安定供給に取り組む必要がある。(3) の活力と魅力ある農山村の形成につきましては、県民参加の森林づくりをさらに推進していく必要があるという形で、具体的な取組として、森林環境基金制度を活用して森林所有者等による森林整備を促進。植林活動、県民参加の森林づくりの推進。という内容になります。

7 ページを御覧ください。第4節 会津地方になります。

振興方向といたしまして、森林資源の循環利用を促進していくという内容で、取組内容としまして、8 ページ(3) の資源を守り活かす、活力ある農山村の形成ということで、森林資源を環境にやさしい循環型の材料として建築はもとより、木質バイオマス等の再生可能エネルギーへの利活用を進めていく必要。水源涵養や土砂災害防止等、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させていく必要がある。ということで、その下に具体的な取組になりますけれども、計画的な保安林の指定、松くい虫等の病中獣害対策の推進等があげられています。

9 ページを御覧ください。第5節 南会津地方になります。

振興方向といたしまして、農林業の持続的な発展を支える基盤の強化、そして(3) の活力と魅力ある農山村づくりということで、住民参画の森林づくり等を推進し、森林・林業への意識を醸成。森林整備等の取組により森林の多面的機能の確保を図ります。

重点的な取組内容といたしまして、農林業の持続的な発展を支える基盤の強化で、木材価格の低迷、林業従事者の高齢化や減少等により林業生産活動が停滞ということで、林業担い手の確保・育成、林業事業体経営基盤強化の推進。林内路網整備や高性能林業機械導入による林業基盤整備を推進してい

く。と言う具体的な取組内容が示されています。

(2) の安全で魅力的な農林産物の供給という中で、10ページでは、計画的なモニタリング調査や直売所等の出荷指導、野生山菜・きのこ出荷制限解除へ向けた取組。が必要であり、(3) の活力と魅力ある農山村づくりで、具体的な取組としまして、幼少期からの木育や小中学校における森林環境学習の推進。森林ボランティアによる森林づくり活動の推進。適正な森林整備と計画的な治山事業の実施を図るというものになります。

11ページを御覧ください。相双地方になります。

進行方向としまして、(4) の地域の特性を生かした農山漁村の形成ということで、森林整備等による多面的機能の発揮、鳥獣害対策を行うというもので、重点的な取組内容といたしまして、12ページ、(2) の持続的な発展を支える整備、担い手の確保については、林業労働者の確保・育成、高性能林業機械の導入や林道等の路網整備を推進。(3) の地域の特長を生かした産地づくりに関しましては、集成材等の製品・技術開発を行う拠点や木質バイオマス資源を利用した施設の整備支援を通して、管内産はもとより県産材の利用や木材の需要拡大を推進するというものでございます。

13ページを御覧ください。いわき地方になります。

重点的な取組内容といたしまして(2) の持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保という形で、下の方になります、木材の安定供給体制の確立、生産基盤となる林道等の路網整備とともに、皆伐・再造林などを進め、林業の成長産業化を推進する取り組みが書かれています。

14ページになります。(3) の地域の特性を生かした安心・安全な農林水産物の提供では、一番最後の記載である、木材の生産、加工、流通について、関係者の連携強化、ICTなど先端技術の活用等による効率化・低コスト化、様々なニーズに対応した木材の安定供給体制の確立を推進する取り組みが書かれています。(4) の地域の特性を生かした農山漁村の形成という形で、具体的な内容といたしまして、保安林の指定、治山施設の整備、山地災害防止の推進。児童・生徒を対象とした食やふるさとに対する理解促進、森林ボランティア活動の支援等による県民参加の森林づくりの推進。更に一番下のバイオマス利用や農業水利施設を活用した小水力発電等を推進するというものでございます。

各農林事務所ごとに振興方向、そして重点的な取組内容について、項目を記載させていただいたところです。

資料4を御覧ください。

地方意見交換会についてでございます。

目的なんですけれども、新しい福島県農林水産業振興計画(以下、「新しい計画」)の策定に向け、各地方で多様な立場の農林漁業者等の方々から意見を

聴取し、新しい計画の策定過程に反映するというものです。

開催概要、(1) 開催場所は9ブロックという形で、県北・県中・県南・会津・南会津・相双・いわき地方、各農林事務所開催。さらに海面、内水面という形で9ブロックで行います。

実施時期ですけれども、令和2年10月下旬から11月中旬という形で、裏面を御覧いただきたいと思うんですが、10月30日の県中地方から始まりまして、11月19日の会津地方まで、日程につきましては、この日程で進めさせていただきたいと考えてございます。

参加者及び参集者ですけれども、各意見交換会では6名程度、農林漁業者に参加していただく考えでございます。そのそれぞれの意見交換会につきまして、審議会から委員の方1～2名程度、農業振興審議会、森林審議会、水産振興審議会、それぞれということではなくて関係する審議会から1名ないし2名の方に出ていただくという形で、考えてございます。

この後、事務局の方から、その辺の調整はさせていただきたいと考えております。

開催方法につきましては記載のとおりですけれども、1時間半程度を目安にしまして、各農林漁業者から意見発表と県との意見交換、そして審議会委員による質問・コメントという形で進めさせていただきたいと思っております。

意見の取扱につきまして、地域に関する意見は地方の振興方向の策定過程に反映し、地域や県全体に関する意見はふくしまの農林水産業・農林漁村のめざす姿や施策の展開方向の策定に反映するという形でございます。

出席の依頼ですが、先ほど述べましたけれども、審議会事務所より、後日、各委員の出席に係る日程調整のお問い合わせをさせていただきます。報酬及び旅費については、後日、県の規定に基づきお支払いいたしたいと考えてございます。口座振替になります。

以上で説明を終わります。

藤野会長

ありがとうございました。ただいま資料3-4から資料4について説明いただきました。

かなり細かいところも含め、説明いただいたと思いますが、これらにつきまして、御意見・御質問等ありましたら、是非、お願いします。

田坂委員、お願いいたします。

田坂委員

説明ありがとうございます。資料3-4の27ページの9行目のところで(4)の再生可能エネルギーの導入促進のところで、樹皮(バーク)の利用拡大に向けた取組を推進とありますが、これは飯舘村での計画のことを意識してのかどうかということで質問です。

藤野会長

事務局の方で、今の質問にお答えできますでしょうか。

事務局 (森林計画課 會田主幹)	<p>飯舘村も今、取組が始まっていますけれども、飯舘村を限定にしているものではなくて基本的にこのパーク、以前ですと震災前、敷き藁等で、更に堆肥として利用したりといった基準があってそこでやっていますけれども、基本的に飯舘村での燃焼ということではなくて、あくまで全体的な活用という中で書き込みにさせていただいております。</p>
藤野会長	<p>他にいかがでしょうか。では、酒井委員、お願いいたします。</p>
酒井委員	<p>各地域それぞれに同じ問題を抱えていて、現状と課題に県としても向き合っていかなければいけないと思っていたんですけれども、担い手不足、でも新規就業者は年間20人も増えている地域もあるということで、農業、林業、水産って分けるのではなくて、折角なので、農・林・水産、みんなで一緒になったネットワーク作りも必要ではないかと思っています。</p> <p>新規就業者たちを集めて、例えばなんですけど5人ぐらいまでの人を集めて、ネットワークを作って、商品化して、店先で販売するというようなことを非常に自立した生活もステップアップに繋がっていけるのかなと思ったり、現実と課題に向き合っていくということで、資料3-5のいわき地方なんですけど、例えば、次世代の担い手が不足している。でも課題としては、被害が拡大しているイノシシやカワウ等への対策が必要。そういうのも、若い人にやってもらうとか、上手く現状と課題を結びつけていくと、もしかすると問題解決に繋がっていくかもしれないというふうに思ったので、是非そういう、新しい就業・担い手の人たちにも、仕事の機会を増やしてあげるといような、上手い繋がりを持たせてあげると、非常にいいのかなというふうに思いました。</p> <p>で、何が言いたいかって言うと、農業・林業・水産業って、別々に任せてしまうのではなくて、ネットワーク強化をして欲しいという意見でございます。</p>
藤野会長	<p>ありがとうございます。事務局に話を伺う前に、今の御意見について、他の委員の方で何かございますでしょうか。</p> <p>特にございませんか。</p> <p>何か事務局の方で、何か御意見とかありますか。では、お願いします。</p>
農林企画課長 (鈴木課長)	<p>ただいまの御意見ですね、担い手の確保という場合に、農は農、林は林、水は水じゃなくて、全体的なネットワーク作りが重要ではないかということでございます。現状を申し上げますと、最初の段階でいろいろと課題なり、習得すべき技術は農・林・水が違うので、若い人には、それぞれ研修を始めとして、実際の現場があります。</p> <p>林業については、新たな人材を育成するための研修のカリキュラム、あるいは施設整備の取組が始まっているところです。</p>

なお、委員から御指摘あったネットワークについては、多分、その後このことも含めて、就業した後のことも含めて、地域でみんなで動けるようなネットワークというような御意見かと思しますので、現状で中々すべての、農と林と水の全てを一体と意識をして、ネットワークというものはないんですけども、今後、若い人が集まって地域を盛り上げていくっていう意味で、大切だというふうに理解はしましたので、検討させていただきます。

藤野会長

ありがとうございます。なんか、今の件について、豊田委員にお話しお伺いしてもよろしいでしょうか。

豊田委員

いろんな施策の中で、人材対策って言われてるんですけども、先ほど言われましたネットワークとか、農業も含めてですけども、中山間地域には人はいないんですよ。だからネットワーク組もうにも、生活が成り立たない。

そういう現状が結局、都会から来た人もいるって言っても実際に、例えば林業で生活は他よりも低い。

例えば、ちょっといろいろ言われてることなんですけども、熱中症に注意と言われる中でも、期間はありますしね。特に下刈作業なんかは。機械で大型化するのは結構なんですけど、これの弊害が台風19号が去年ありました。こっちの山崩れて何とか。それもデジャヴですよ。で、これは難しい問題なんですけども、やっぱり人手、人手って言われても、人は来ない。実際に一部だけ生活ができなければ、やらないと思うし、これが現状だと思います。でも、その辺をどうにかしたいということで、いい方向へもってっていただきたいという。

藤野会長

ありがとうございます。

何かありますか。そうしたら酒井委員、もう一度お願いします。

酒井委員

いろんな現状があると思うんですけども、例えば、畑やっている人が「あ、林業も興味ある」というふうに思うかもしれない。そこで例えば、“みんなでお手伝いできるかも”とか。人は来ないけど、もっともっと魅力があってきた人たちを繋げていくってこともすごく大事だと思うし、もっともっと、その人たちは“魅力があって福島に来た”で、“こんな地域もあるよ”って、“ここがほんとに人が足りないんだ。じゃあ、こっちに行ってもらおうか”ってことで県内の人々に回ることもできるかもしれないし、現状を知ってもらって、また更に人に伝えていって、新規就業に繋がるかもしれない。

さっきの「儲かる」に戻しますが、繋がっていくかもしれないですけど、これからのことを考えたときに、これまでのことよりも、違うことを考えなきゃいけないってことを考えると、どんどん新しい人が入ってきた。じゃあ、その人たちに更に、もっと魅力を伝えてもらおうって動きを支える。

人と人を繋げる。もっと若い人たちは、既存の商品のブラッシュアップも

できるかもしれないですし、ITを活用したもっと情報発信をできるかもしれないので、仕事がないっていうふうを決めつけるのではなくて、この課題に向けて、取り組んでもらう。もうそれだけで、例えば市町村の臨時職員として採用したっていいと思うんですよ。

自立するまでの間は畑も週末やりながら、例えばですけど、そういう職員として、商品化に当たるとか、問題解決に行ってもらうとか、対策の方に行ってもらうとか、いろんな解決方法ってあると思うので、もっともっとせっかくなので皆さんとも議論しながら「儲かる」、私も実は賛成なんですけど、どうなんだと言うところを皆さんと議論したかったというところあります。

ほんとにみんなで、せっかくのこの3つの農・林・水で、変わらずやっていることなので、それぞれもやるのではなくて、同じ課題にみんな向き合っていくって姿勢は大事かなと思いました。

藤野会長

ありがとうございます。今の御意見、なんか結構、地域おこし協力隊のような感じですかね。それが一つイメージとしてあるのかと思うんですが、それ以外の活動も含めてという御意見だったのかなと思います。

なんか今の事について、御意見とかございますでしょうか。

では、今野委員、お願いいたします。

今野委員

担い手確保・育成の内容に入るかちょっと分からないんですけども、今のお話はある程度職業に就くっていう選択をする人たちの段階の話なんですけど、もうちょっと前からやっぱり、林業、学校教育の中に小学校とかの中に農林水産業を仕事として選択する基盤を作る授業なんかを入れて欲しいなと思うんですよ。

今やってる、森林環境学習とかっていうのは、あくまでもその環境の学習、森林に関する環境の学習であって、林業を生業としての林業を学んだりする授業っていうのはやってるところがあまりないと思うんですよ。

だからそこを逆に言うと、きちんとやっていかないと、林業が職業としてあるんだっていうことも子供たちは気づかないまま、外に出てしまうかもしれないっていうのもあるので、そういう意味では農林水産業、全体的に職業として、こういうふうに行っている人がいるっていうような教育を、もうちょっと取り入れたほうがいいんじゃないかなと思います。

藤野会長

ありがとうございます。

教育という点でいうと、県庁側だというよりも、教育委員会の方の範疇になってくるかと思いますが、今日はちょっと関委員が御欠席ということで、その点については、また次回以降、議論出来たらよいかなと思います。

他に何か、御意見等、ございますでしょうか。いかがでしょう。

では、齋藤久美子委員、お願いいたします。

齋藤久美子委員 | これからいろいろとお話し合いをされて、この農林水産業振興計画は作られていくと思うんですけども、今実際に、農林水産業に携わっていらっしゃる方が、特に福島県の中にはたくさんいらっしゃる訳です。その方たちが、実際にさっきの「儲かる」、儲からないじゃないですけども、「儲かんねえなあ」って言いながら仕事をしていると、それを見た子供たちは、絶対に仕事には就かない訳ですよ。

なので、この策定スケジュール、日程を組んでいく中で、是非、発展させるとか、魅力あるっていうとどうしても他人事に聞こえてしまうので、実際に働いている方たちに寄り添っていただいて、さっきの覚悟じゃないですけども、県の方たちが、農林水産業を儲けさせるんだっていう、そういう意識をもってこのスケジュールの中で計画を進めていただけると非常にありがたいなと思います。

イメージとしては、今高校生がいますけれども、この高校生が、この計画を読んで、「農林水産業には夢があるからやってみたい」って思ってくれるような、計画を是非、作っていただければなと思います。

藤野会長 | ありがとうございます。そういう御意見がありますということで、事務局の方で、受けていただきたいと思います。

では、実際にされている方ということで、秋元委員、お願いいたします。

秋元委員 | 先ほどから「儲かる」農林業、それから子供の問題、いろいろ出ましたけれども、私は双葉町森林組合でございます。富岡町ですので現在避難して、三春町のインターの近くに事務所を張ってます。

特に私も避難民ではないんですが、田村市に住んでます。10年ですね。

その中でうちの組合には、震災当時、雇用者100人いました。事務員が21人。震災後、残ったのは3名です。私入れてですよ。職員2人と私組合長、3人しか残りません。そこからスタートしたんですが、まず一番大事なのは、まず組合をなくしてはならないということからスタートしました。まずは雇用で、一番は雇用条件です。特に今、土建業でも一緒なのですが、若い人を入れるということは雇用条件の中で、土日祝日も休みで月給制。雨降ったら、風吹いたら、雪降ったら金にならないではダメです。

やはり月給制で雇用条件を上手くやっていくことで、現在21名全員職員として採用しました。また、毎年高校生が入っています。去年は女の子がいました。

やっぱり雇用条件を出すと、必ずその分のPRになるんです。あそこは土日休み、お盆も休み、正月も休みだよ。その代わり仕事は何時から何時までちゃんとやりなさいよ。雨降っても出勤はします。雨降りの日は、雨降りの日にやる仕事がある。だから雇用条件ですね。私も経験していますけども、どうしても雨降ると休み、風吹いて休み。でも、中でやる仕事もあるんですよ。それはやらせ方なんです。計画を作って、今度雨が降ったらどうやら

せるか。やればできます。そうやって現在21人の職員、確保いたしました。

また、今年、富岡町に帰る計画をしています。

除染が終わりまして、建物をリフォームしてます。予定では10月31日引っ越しを行おうかと思っているけども、そういう中で、田村に住んでる人はどうするか。もう何度も何度も言ってます。条件です。富岡町に戻ったら戻るか。戻る計画で採用しています。

だから、これから正直考えなくてはならないのは、通勤手当の問題です。これは国も県も市町村も、何km以上しかないんですよ。大体は何km以上で何円とか何万とか、住宅手当、例えば5万以上なら3万出します。プラス、自己負担の2分の1を持つなど、そういう条件を付けてやらないと、原発立地地域も厳しいので、働く環境をどう作るかそれは経営者の問題だと思います。

それから、「儲かる」農林って言いましたけども、経営者は林業で「儲かる」人は絶対いません。経営者を抜いたらダメなんですよ。管理する人は「儲かる」林業はできますが、山持つてる人は絶対にお金になりません。「儲かる」訳がないでしょう。農業は自分でそういうことを、土地も経営も自分でやるんです。林業は山持ちの人がやっていますか。そこら辺を言葉の綾なんですけど、それを管理してる森林組合とか林業に携わっている人は、「儲かる」林業はできると思うんですが、経営者を見たときに、「儲かる」って言葉は難しいです。

経営者や山持ちの人が、そこら辺の綾をどうするかっていうのが、これからの問題になると思いますけれども、そういうことも考えた方がいいのかなって思います。

藤野会長

ありがとうございます。実際に経営をされている方からの貴重な御意見だったかと思います。

だいぶ時間も来てしまいました。

荒川委員いいですか。荒川委員も実際、経営に携わられてる方かと思います。

今までの話はどちらかというとなら森林の山側の話だったと思うんですけども、当然、荒川委員がされていますような、川下の方がなければ、山側も動いてこないと思いますので、少し意見いただけないでしょうか。

荒川委員

先ほどからですね、やっぱり若手をやっぱり森林関係に、こういう仕事関係に魅力ある非常に若い人、高校生だとか、これから魅力あるこういう製材業についても人気がありません。全然若い人が入ってきません。

ですので私の方も今いろいろと戦略して、動いて、魅力がある先ほども話しました。私、いわき市なんですけども、海の方との交流を持ってるんですけど、海の方にはやっぱり山に魅力を感じているので、いろいろ意見交換等をしたということで、これからやっていこうかなというところなんですけども。魅力あるこういう計画等を作っていければいいのかなと思います。

藤野会長

ありがとうございます。まだまだ御意見もあろうかと思えますけれども、お時間も来てしまいましたので、本日のところにつきましては、何かを決定するという訳ではなく、皆様から広く御意見を頂戴するという場ですので、これを参考に事務局の方ですね、資料3-5のところとかですね、資料3-4のところを作成若しくは項目の変更等も検討していただければよいかなと思います。

それでは、委員の皆様には長時間にわたりまして、御審議をいただき誠にありがとうございました。

以上で本日の議事終了いたしまして、私の方、議事の職を終わらせていただきたいと思えます。

では、マイクの方を事務局の方にお返したいと思えます。

司会
(木村主任主査)

藤野会長、ありがとうございます。また、委員の皆様には、長時間にわたり御審議をいただき誠にありがとうございました。

それでは次第の5 その他に移らせていただきます。

事務局
(森林計画課
會田主幹)

事務局より、3点ほど連絡がございます。

まず1点目でございます。森林審議会での現地調査についてでございます。

場所等は10月13日(火)に今年度地域森林計画を樹立する奥久慈計画区(東白川郡)で予定しております。詳細及び出欠の確認につきましては事務局より文書を送付しておりますので、御確認をお願いいたします。

なお、森林保全部会ですが、現地調査の明後日、10月15日(木)に新地町で開催を予定しております。保全部会の皆様におかれましては、御多忙の折、大変恐縮ですがよろしく申し上げます。

2点目でございます。議題で検討いただきました「新しい福島県農林水産業振興計画の策定」についてですけれども、短い時間で御意見をいただいたところがございます。まだまだ、述べ足りなかったこと、そしてあと、お帰りになってからの御意見等もあるかと思えますので、特に様式は指定いたしませんので、10月7日ぐらいまで、骨子案に対する御意見等ございましたら、事務局までメール、郵送、なんでも結構ですので、お送りいただければと思います。

3点目、本日の議事録についてです。本日の議事録につきましては整理の上、御確認をいただきまして、各委員に確認をいただき、議事録署名人の押印後、写しを全委員へお送りいたします。

なお、議事録は森林計画のホームページで公表いたしますのでご了承願います。

事務局からは以上でございます。

司会
(木村主任主査)

以上を持ちまして、福島県森林審議会を閉会いたします。

以上の議事録内容に相違ありません。

豊田 新一

荒川 敦郎
